

5 介護保険事業計画における 施策反映のための手引きについて

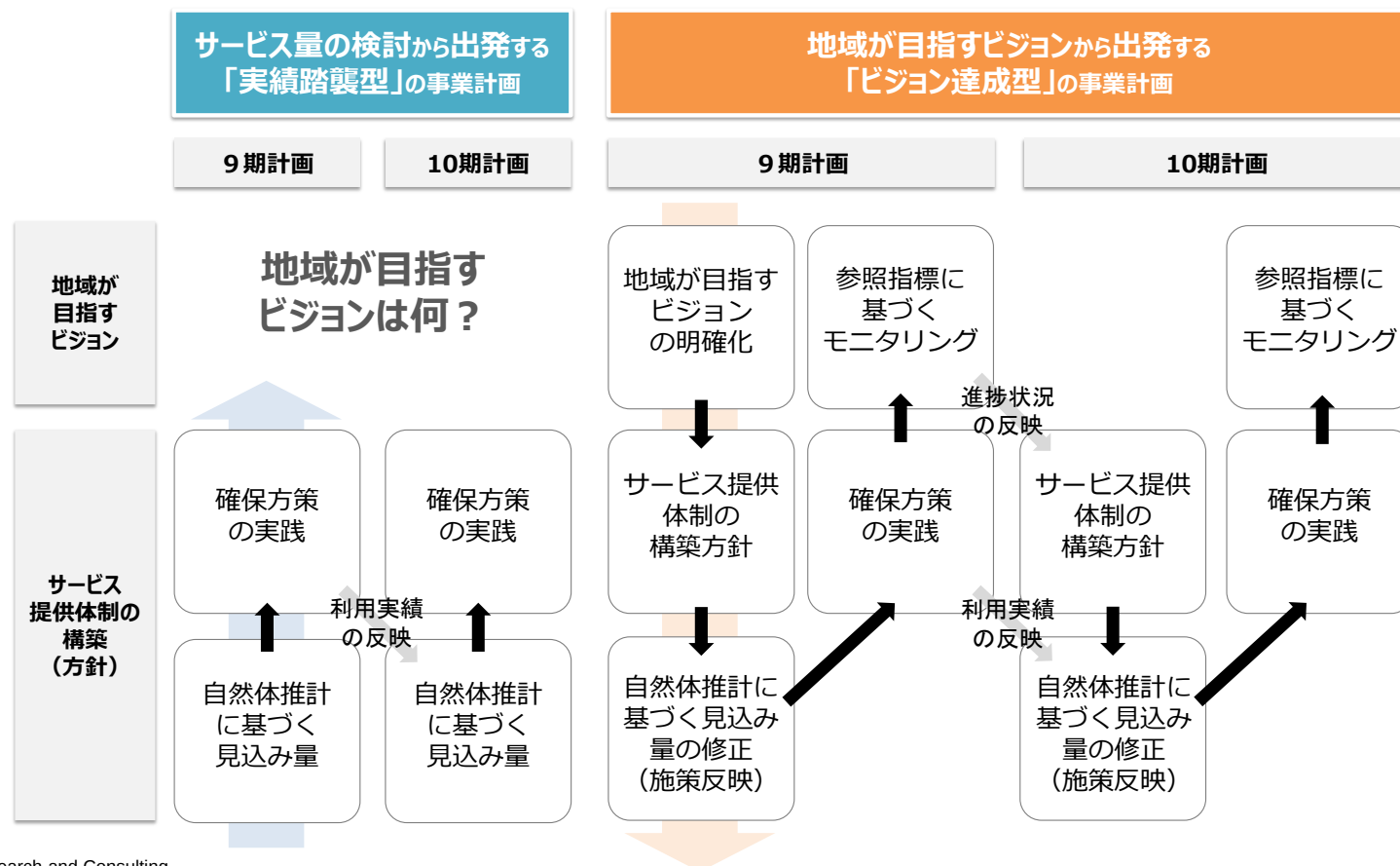
1. 本日、お伝えしたいこと

- I 手引きが示す「計画作成プロセス」とは、どのようなものか？
- II 地域ごとに設定する「ビジョン、参照指標、検討事項」の例は？
- III 各種の調査や分析ツールの活用により「把握できる地域の実態」とは？
- IV 「III」の結果に基づく「サービス提供体制の構築方針」の例は？

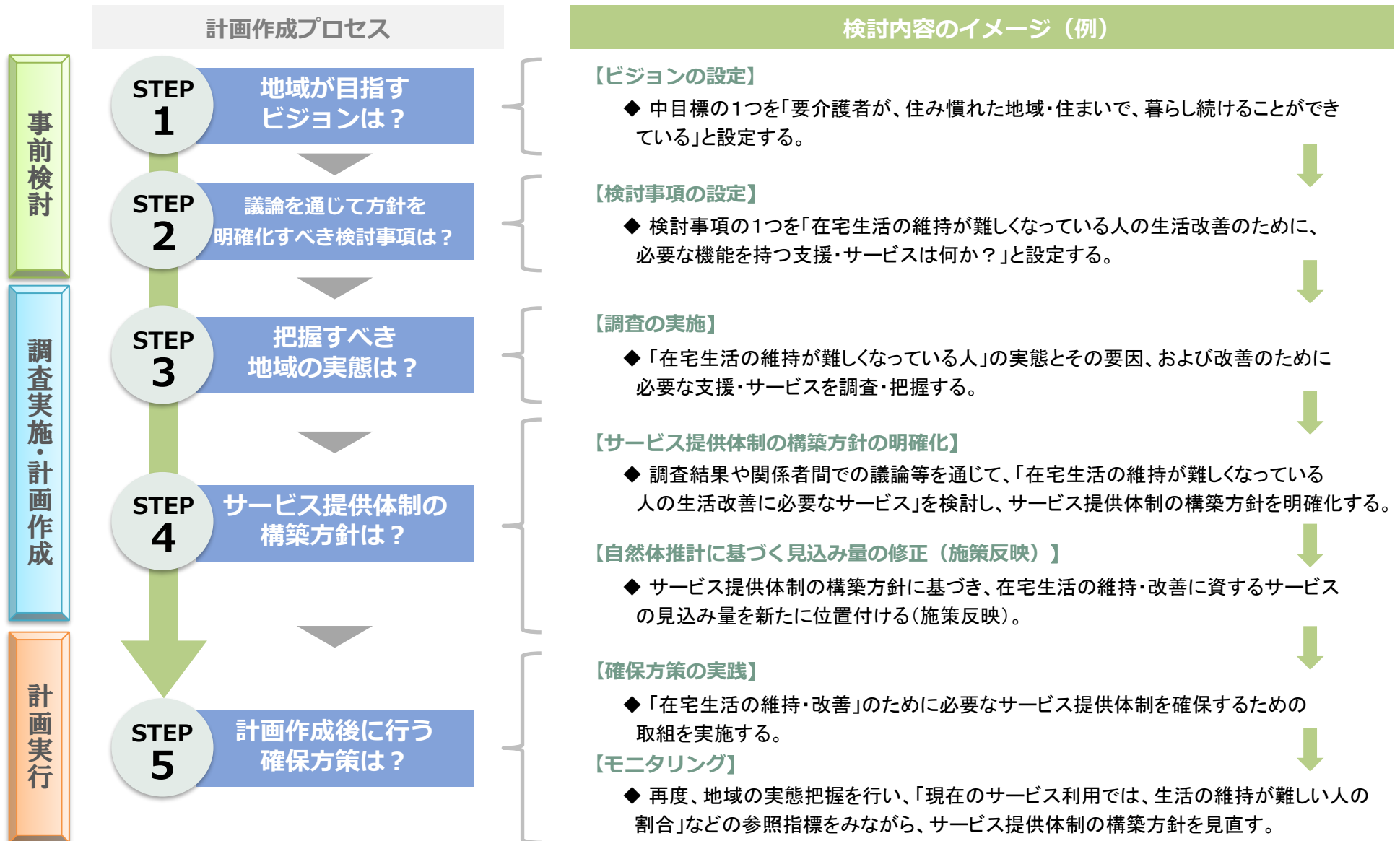
I 手引きが示す「計画作成プロセス」とは どのようなものか？

(1) 「実績踏襲型」から「ビジョン達成型」の介護保険事業計画へ

- 従来、介護保険事業計画を作成する際の将来の「見込み量の推計」は、現在のサービス利用が今後も続くと仮定する「自然体推計」を基本としており、これは過去の実績を踏襲する「実績踏襲型」の見込み量であるといえます。
- しかしながら、過去の利用実績を踏襲した「サービス提供体制」を今後も同様に構築していくことは、必ずしも地域が目指すビジョンの達成につながるとは限りません。
- 地域が目指すビジョンを達成するための見込み量の設定に向けては、まずは地域が目指すビジョンを明確化し、その達成を見据えたサービス提供体制の構築方針を検討したうえで、「自然体推計に基づく見込み量を修正すること（施策反映）」が必要です。



(2) 「ビジョンからはじまる」計画作成プロセス



(3) 地域が目指すビジョンと、検討事項の設定 (STEP1、STEP2)

STEP 1 地域が目指すビジョンは？

- 関係者間での議論を通じて、「地域が目指すビジョン」を明確化します。ビジョンは、前期計画の地域目標（基本理念など）やこれまでの調査結果などを参考に、まずは庁内において案を作成した後に、事業計画作成委員会など、地域の多様な関係者が集う場で検討することなどが考えられます。
- 「参照指標」は、「ビジョン（中目標）」の進捗を図るための指標であり、計画作成時の調査等を通じてその実態を把握するとともに、次期計画の作成に向けて再度その実態を調査するものです。したがって、アンケート調査や統計指標など、継続したモニタリングが可能な指標を設定することが必要です。

STEP 2 議論を通じて方針を明確化すべき検討事項は？

- ここで設定される「検討事項」に対して、関係者間での議論等を通じて出された方針が、STEP4の「サービス提供体制の構築方針」となります。したがって、この「検討事項」は、STEP1で設定した「中目標と参照指標」を達成するために「何が必要か？」を問うものとして、適切に設定することが重要です。
- 「検討事項」が決定した時点で、その検討事項を計画作成委員会の議事として常に次第等に記載するなどの工夫により、「この委員会では、何を決めなければいけないのか」を明確にした、目的意識をもった会議運営につながるなどが期待されます。

検討事項の語尾は『？』とすることで、議論を通じて方針を明確化すべきものであることを強調してください

STEP2：検討事項（例）

【在宅】

1. 在宅生活の維持が難しくなっている人の生活改善のために、必要な機能を持つ支援・サービス等は何か？

【施設・居住系】

2. 住み慣れた住まいでの生活の維持のために、施設・居住系サービスに必要な機能は何か？

【家族等介護者】

3. 家族等介護者が、就労を継続していくために、必要な機能を持つ支援・サービス等は何か？

【介護人材】

4. 介護人材の確保に向けて、重点的に取り組まなければならない事項は何か？

STEP3： 地域の実態把握

調査を通じて地域の実態把握と、それに基づく関係者間での議論

STEP4：サービス提供体制の 構築方針

検討事項の「？」に対して調査や関係者間での議論を通じて
その方針を明確化したものが「サービス提供体制の構築方針」

(4) 把握すべき地域の実態 (STEP 3)

STEP 3 把握すべき地域の実態は？

○ 手引きでは、手引きの中で例示したビジョン、検討事項等に基づき、「地域の実態把握」を行うためのツールとして、以下の3つの調査（※）と1つの地域分析ツールを提供しています。

※3つの調査については、令和5年度に一部見直しを行っています。詳細はスライド12～14をご参照ください。

○ しかしながら、「地域が目指すビジョン」は各地域で設定するものであり、必要となる調査等についても、実際には各保険者でご検討いただく必要があります。これらの新たな調査等は、各地域の実情に応じて、各保険者が必要な調査・設問等を選択して実施することを想定するものです。

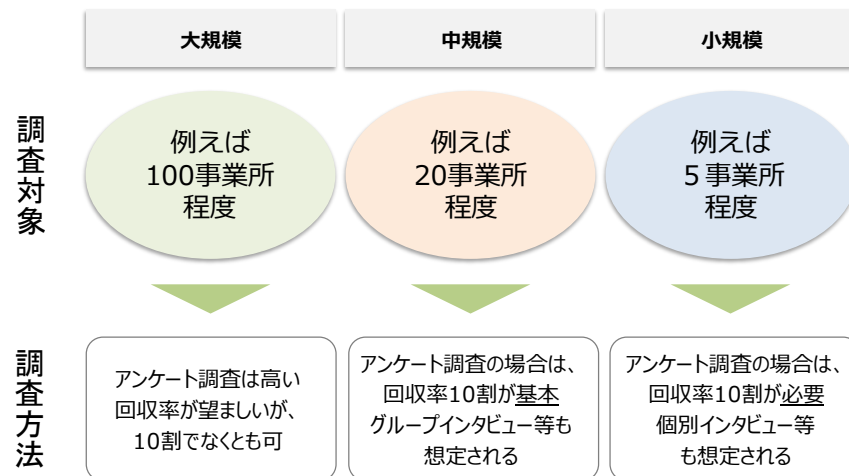
図 手引きで示す調査および分析ツール

	調査・ツールの名称	調査・分析対象	主な目的
アンケート調査等	在宅生活改善調査	居宅介護支援事業所、小多機、看多機（ケアマネジャー）	「（自宅等にお住まいの方で）現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を検討
	居所変更実態調査	介護施設等（サ高住・住宅型有料含む）	過去1年間の新規入居・退去の流れや、退去の理由などを把握することで、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討
	介護人材実態調査	介護事業所、介護施設等（サ高住・住宅型有料含む）	介護人材の実態を個票で把握することにより、性別・年齢別・資格の有無別などの詳細な実態を把握し、介護人材の確保に向けて必要な取組等を検討
分析ツール	要介護認定データを用いた地域分析ツール	要介護認定データ	要介護認定データを活用し、地域ごとの要介護者の状態像等の比較を行うことができる、集計分析ツール（ExcelのVBAによる自動集計）

各保険者のビジョンや検討事項に合わせて、必要に応じて選択して実施することを想定

必要な情報を集める手段は、アンケート調査に限定されない。地域特性に応じて柔軟に選択

図 地域特性に応じた調査方法の選択（例）



(5) サービス提供体制の構築方針と、計画作成後の確保方策 (STEP 4、STEP 5)

STEP 4

サービス提供体制の構築方針は？

- 「サービス提供体制の構築方針」を決めるということは、STEP 2であらかじめ設定した「検討事項」に対し、調査や関係者間での議論等を通じて、具体的な方針を明確化していくことです。
- さらに、この「ビジョンを達成するための」サービス提供体制の構築方針に基づき、自然体推計で計算された見込み量の修正（施策反映）を行います。

⇒ 例えば、本資料の P.25 参照

STEP 5

計画作成後に行う確保方策は？

- 手引きでは、計画作成後に保険者として主体的に取り組むことができる、地域密着型サービスの整備促進に関する制度やサービス利用の促進に向けた取組、モニタリングの手法等について、その概要を整理しています。
- 計画作成後についても、計画作成委員会のメンバーなどを中心に、地域の関係者で継続して事業計画のモニタリングを行うような体制を構築することが重要です。

⇒ 手引きの 第5章 参照

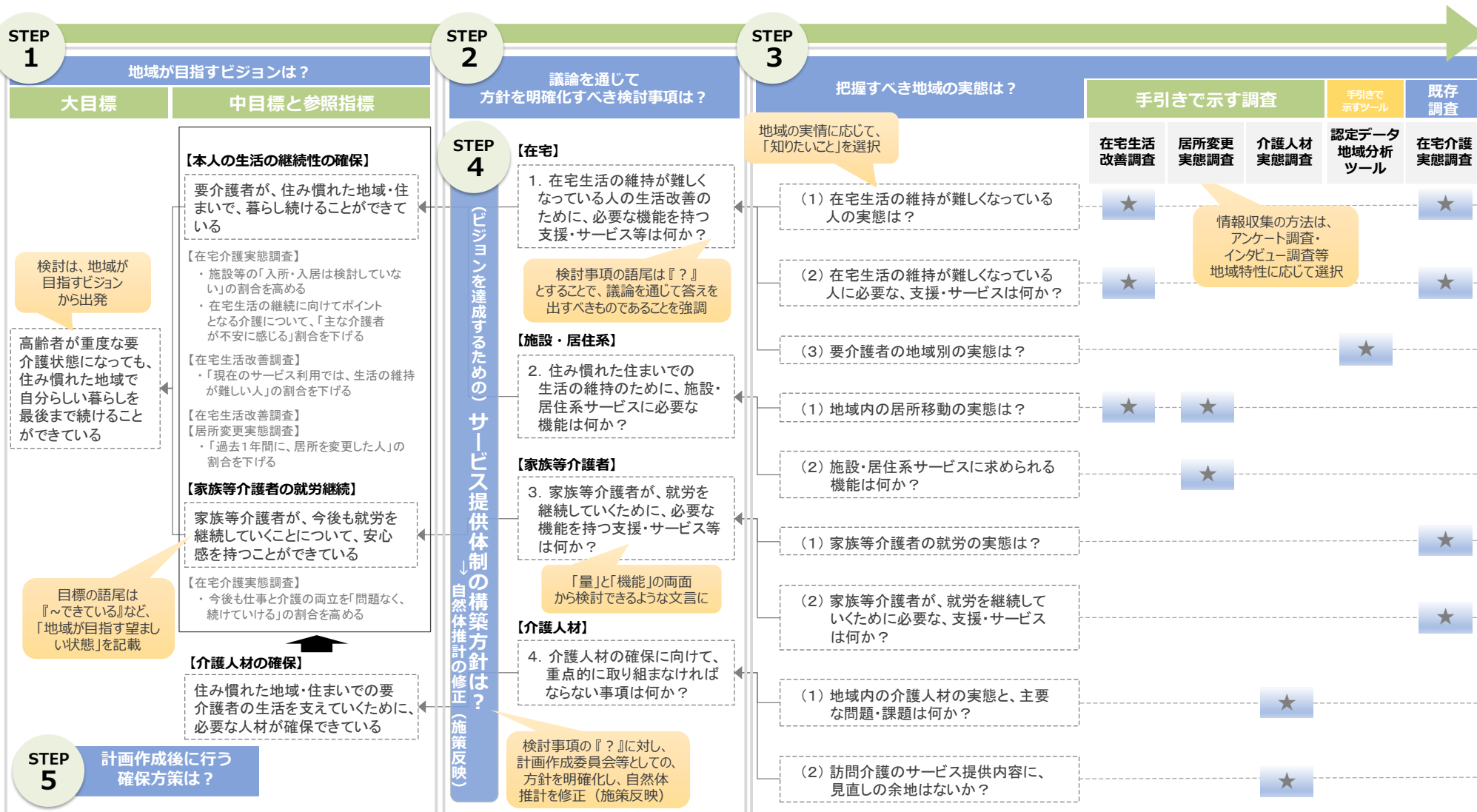
Ⅱ 地域ごとに設定する「ビジョン、参照指標、 検討事項」の例は？

Ⅱ 地域ごとに設定する「ビジョン、参照指標、検討事項」の例は？

手引き
P.19

(1) 手引きで想定した、計画作成プロセス・構造の全体像（例）

○ 以下の計画作成プロセス・構造の全体像でお示ししている例は、主に給付サービスを対象としたものになっています。ただし、計画作成プロセスそのものは、給付サービスの検討に限らず、その他のより多様な検討（地域支援事業など）のために用いることが可能です。



Ⅱ 地域ごとに設定する「ビジョン、参照指標、検討事項」の例は？

(2) 「地域が目指すビジョン」と「参照指標」の例は？

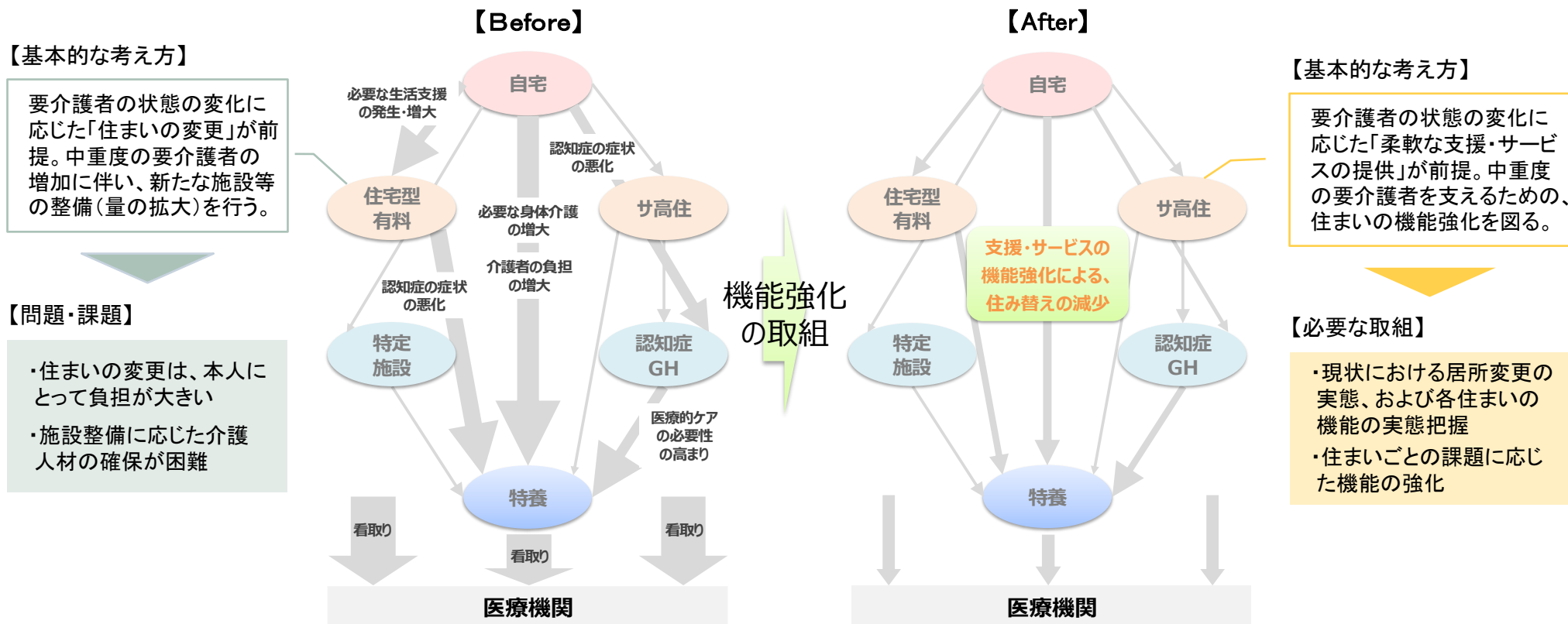
- 地域が目指すビジョンは、各地域ごとに検討することが必要ですが、手引きでは、地域が目指すビジョンとその参照指標等が「本人の生活の継続性の確保」と「家族等介護者の就労継続」の2つの面から例示されています。
- 例示された調査は、いずれも「参照指標を改善するために効果的な、支援・サービスは何か？」を分析することで、地域が目指すビジョンの達成に向けた「サービス提供体制の構築方針」を検討し、自然体推計で計算された見込み量の修正（施策反映）を行うことが、目的の1つとなっています。
- なお、ここで設定した参照指標は、継続的にその変化をモニタリングし、次期計画に向けた改善につなげていくことなどが期待されます。

地域が目指す ビジョン(中目標)	参照指標		
	対象	具体的な指標	調査の種類
本人の生活の 継続性の確保	在宅	・施設等の検討について「入所・入居は検討していない」の割合を高める	在宅介護実態調査 (A票-問 10)
		・在宅生活の継続に向けてポイントとなる介護について、「主な介護者が不安に感じる」割合を下げる	在宅介護実態調査 (B票-問 5)
		・「現在のサービス利用では、生活の維持が難しい人」の割合を下げる	在宅生活改善調査 (事業者票と利用者票)
	在宅＋ 施設・居住系	・「過去1年間に、居所を変更した人」の割合を下げる	居所変更実態調査 (問 2-3)と問 9)
家族等介護者の 就労継続	在宅	・今後も仕事と介護の両立を「問題なく、続けていける」の割合を高める	在宅介護実態調査 (B票-問 4)

手引きで
示す指標

（３）参照指標の１つである「居所を変更した人の割合を下げる」の意味は？

- 「住み慣れた地域・住まいで、暮らし続けることができる」状態とは、例えば、「できるだけ居所を変更することなく、暮らし続けることができる」状態であるともいえます。
- 住まいの種類ごとの一定程度の機能分化は必要ですが、要介護者の状態の変化に応じた住まいの変更を前提とすることは、本人にとって負担が大きいとともに、中重度の要介護者を支えるための新たな施設の整備は、人材確保の面からも今後ますます困難になっていきます。
- 今後は、要介護者の状態の変化に応じた「住まいの変更」を前提とするのではなく、「状態の変化に応じた、柔軟な支援・サービスの提供」を軸としながら、地域全体の支援・サービスの「機能の強化」を図っていくことが求められるのではないのでしょうか。
- 「居所を変更した人の割合を下げる」という参照指標は、「最後まで暮らし続けることができる地域・住まい」の実現を目指すものです。



(参考) 各種調査の見直し

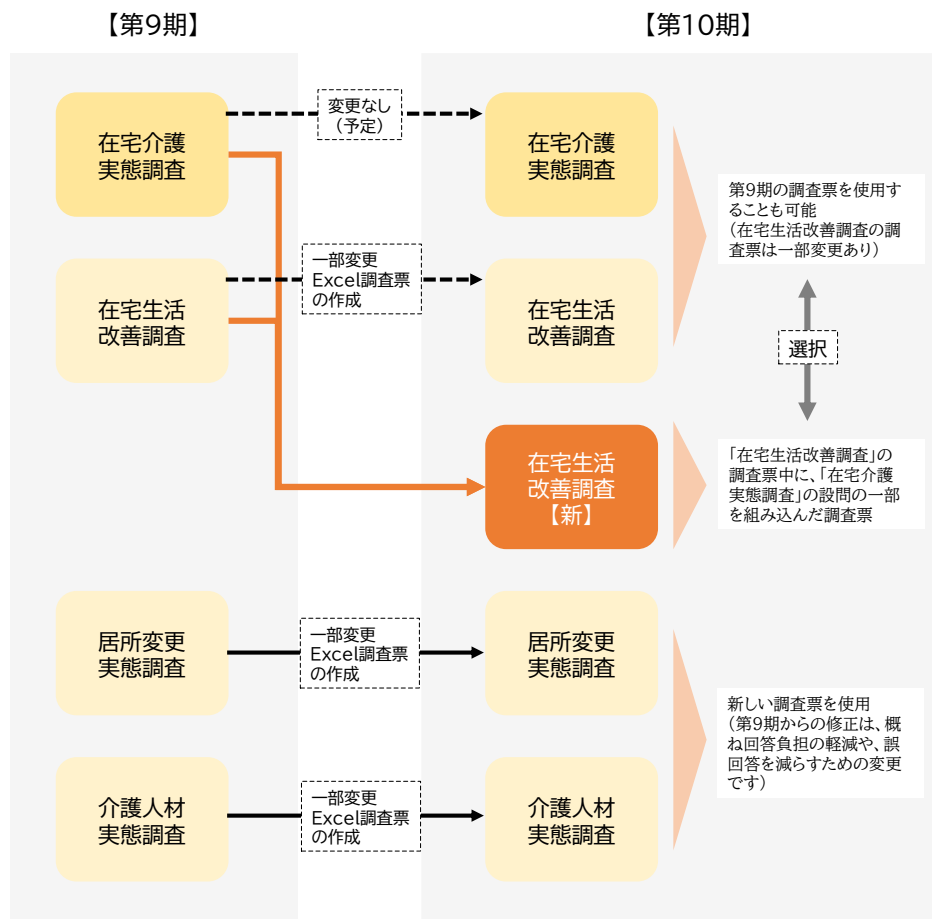
※ここでは、介護予防・日常生活圏域二一ズ調査を除く

(参考) 各種調査の見直し

各種調査の見直しが行われました

- 「介護保険事業計画策定における各種調査結果の分析に関する調査研究事業, 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（令和5年度老人保健健康増進等事業）」において、各種調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を除く）の見直しが行われています。
- 見直しの詳細な内容については、「第10期介護保険事業計画の作成に向けた各種調査の見直し案, 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（介護保険事業計画策定における各種調査結果の分析に関する調査研究事業（令和5年度老人保健健康増進等事業））」などをご参照ください。https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2024/05/houkatsu_06_03_01.pdf

図 第9期と第10期の変更点など



各種調査の見直しのポイント

① 在宅介護実態調査の設問の一部を、在宅生活改善調査の調査票に組み込む

- 認定調査員が直接聞き取り調査を行う「在宅介護実態調査（手法Ⅰ）」については、近年では認定有効期間の延長などの影響もあり、特に人口規模の小さい市町村においてサンプルの確保が課題となっています。
- 「在宅生活改善調査」は、「要介護者の適切な在宅生活の継続」を目的とした調査であり、担当のケアマネジャーが回答する一般的な調査です。「在宅介護実態調査」の「家族等介護者の就労継続」に関する設問を組み込むことで、「在宅介護実態調査」の代わりに、「在宅生活改善調査【新】」を実施するという選択肢を用意しています。

② 「在宅介護実態調査」と「在宅生活改善調査【新】」は、いずれかを選択して実施することが可能

- 「在宅介護実態調査」と「在宅生活改善調査【新】」は、いずれかを選択して実施することが可能ですが、「在宅生活改善調査【新】」に組み込む「在宅介護実態調査」の設問は一部であるとともに、これまで実施してきた調査結果との経年比較ができなくなるなどの問題もあります。
- 現在の調査方法・内容について特に課題が大きい市町村においては、第10期計画以降も引き続き現状の「在宅介護実態調査」および「在宅生活改善調査」を実施することも可能です。

③ 「在宅生活改善調査」／「居所変更実態調査」／「介護人材実態調査」の一部の設問の変更

- 「在宅生活改善調査（【新】を含む）」と「居所変更実態調査」、「介護人材実態調査」については、主に回答負担の軽減や誤回答を減らすことなどを目的とした設問の一部変更を行っています。

④ Excelの調査票を作成し、電子ファイルでの回答を可能に（※3調査について）

- 「在宅生活改善調査」と「居所変更実態調査」、「介護人材実態調査」については、Excelファイルの調査票を作成しました（在宅生活改善調査については【新】のみ、Excel調査票に対応）。Excelファイルの調査票はそのまま印刷することで、紙の調査票として郵送調査に用いることも可能です。

- さらに、自動集計ソフトについては、回収したExcelファイルをそのまま読み込み、集計することを可能にしています。

Ⅲ 各種の「調査や分析ツールの活用」により、 把握できる地域の実態とは？

検討事項と把握すべき地域の実態に係る「Q & A 一覧」

○ ここでは、仮で設定された「ビジョン(大目標・中目標)」および「検討事項」等に基づき、「把握すべき地域の実態」とその「実態把握」の方法等をQ & A方式で整理しています。

○ 各地域においては、以下のQ1～Q25の中から、地域にとって必要な項目を選択していただき、必要な設問のみを調査することも可能です。

検討事項と把握すべき地域の実態	頁	検討事項と把握すべき地域の実態	頁
1 在宅生活の維持が難しくなっている人の生活改善のために、必要な支援・サービス等は何か？	-	3 家族等介護者が、就労を継続していくために、必要な機能を持つ支援・サービス等は何か？	-
(1)在宅生活の維持が難しくなっている人の実態は？	-	(1)家族等介護者の就労の実態は？	-
Q1 過去1年間に、自宅等から居所を変更している人はどの程度いるの？	P.24	Q14 家族等介護者のうち、就労している人の割合はどの程度？	P.49
Q2 現在、自宅等にお住まいで、生活の維持が難しくなっている人はどの程度いるの？	P.26	Q15 家族等介護者のうち、「今後も、就労を継続していける」と考えている人はどの程度？	P.50
Q3 現在、自宅等での生活の維持が難しくなっている人は、どのような人？	P.27	(2)家族等介護者が、就労を継続していくために必要な支援・サービス等は何か？	-
Q4 自宅等での生活の維持が難しくなっているのは、何故？	P.28	Q16 就労の継続が困難と考えている介護者が、不安を感じている介護は何か？	P.51
(2)在宅生活の維持が難しくなっている人に必要な、支援・サービスは何か？	-	Q17 就労の継続が可能と考えている介護者は、どのようなサービスを利用しているの？	P.52
Q5 自宅等で、現在の生活の維持が難しくなっている人たちに、必要なサービスは何か？	P.32	4 介護人材の確保に向けて、重点的に取り組むべき事項は何か？	-
Q6 特養やその他施設等に、入所・入居できていないのは、何故？	P.35	(1)地域内の介護人材の実態と、主要な問題・課題は何か？	-
Q7 在宅生活の継続が可能と考えている人は、どのようなサービス利用をしているの？	P.37	Q18 サービス系統別の、資格を有する介護職員の割合はどの程度？	P.54
Q8 在宅生活の継続に向けた、家族等介護者の不安を軽減するサービスは何か？	P.39	Q19 年齢別の、資格を有する介護職員の割合はどの程度？	P.55
(3)要介護者の地域別の実態は？	-	Q20 サービス系統別の、介護職員の性別・雇用形態別の年齢構成は？	P.56
Q9 要介護者の地域別の実態は？	P.41	Q21 サービス系統別・雇用形態別の勤務時間は？	P.59
2 住み慣れた住まいでの生活の維持のために、施設・居住系サービスに必要な機能は何か？	-	Q22 過去1年間の、サービス系統別の介護職員の採用者数・離職者数は？	P.60
(1)地域内の居所移動の実態は？	-	Q23 過去1年間の介護職員の採用者は、どこからきているの？	P.61
Q10 過去1年間に、施設等から退所・退居した人について、居所変更をした人と死亡した人の割合は、それぞれどの程度？また、居所変更した人の行先はどこ？	P.44	(2)訪問介護サービスの提供に見直しの余地はないか？	-
Q11 過去1年間に、各施設等から居所を変更した人の、要介護度の構成は？	P.46	Q24 訪問介護のサービス提供時間の内容別の内訳は？	P.62
(2)施設・居住系サービスに求められる機能は何か？	-	Q25 訪問介護員の年齢別のサービス提供内容は？	P.63
Q12 過去1年間に施設等から居所を変更した人の、居所変更の理由は何か？	P.47		
Q13 各居所では、何の医療処置を受けている人が、どの程度いるの？	P.48		

※ 頁数は、手引きにおけるもの

※ 集計結果の例は、「第10期介護保険事業計画の作成に向けた各種調査の見直し案、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(介護保険事業計画策定における各種調査結果の分析に関する調査研究事業(令和5年度老人保健健康増進等事業))」に掲載された結果。ただし、在宅介護実態調査の分析結果については、同事業で実施した「全国の在宅介護実態調査データの集計・分析結果〔概要版〕」に掲載された結果(全国集計)。

Ⅲ 「調査や分析ツールの活用」により、把握できる地域の実態とは？

手引き
P.26

Q 2 現在、自宅等にお住まいで、生活の維持が難しくなっている人はどの程度いるの？

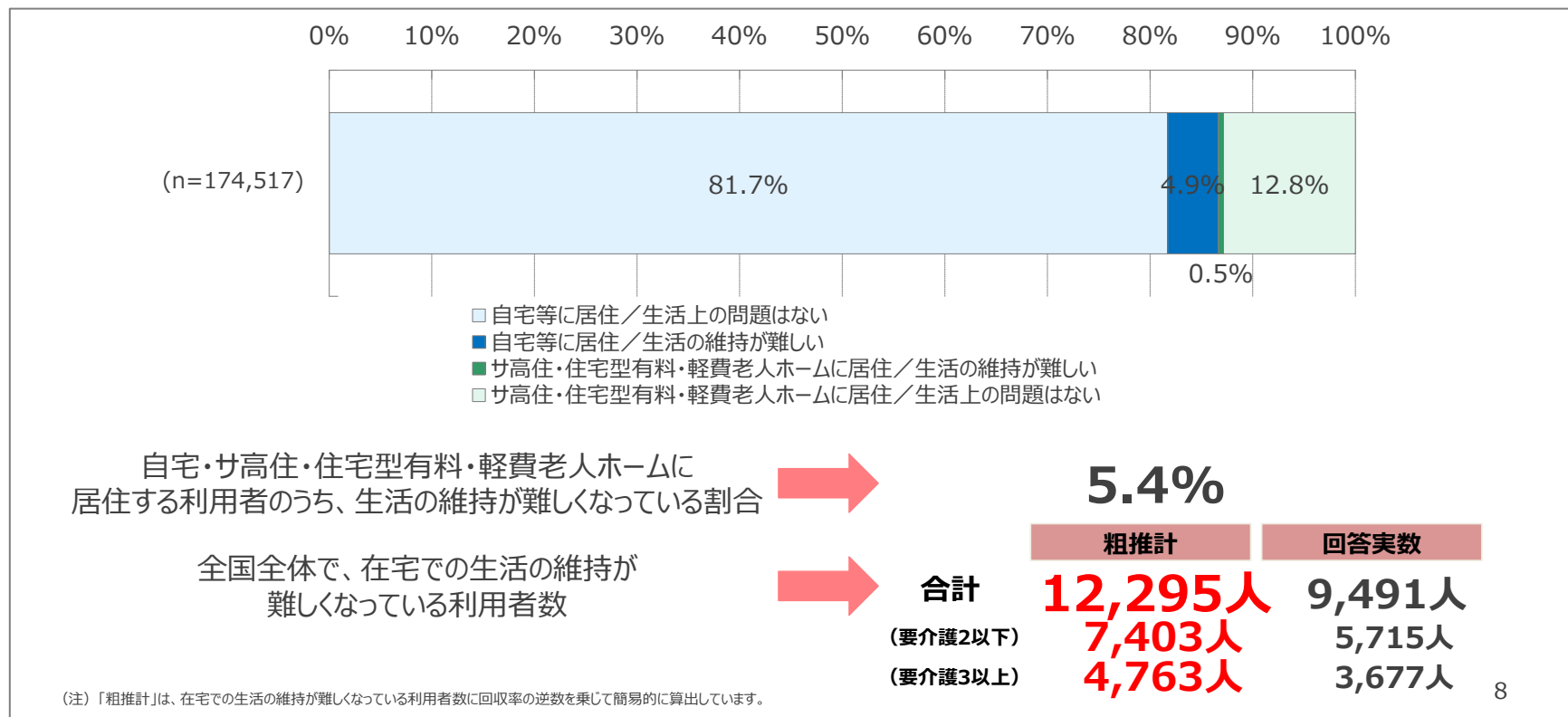
【集計・分析する設問】

□ 在宅生活改善調査 利用者票への回答人数

【わかること】

□ 現在、自宅等にお住まいの方で、「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている人」の人数（粗推計）

図 現在、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者



Q 5 自宅等で、現在の生活の維持が難しくなっている人たちに、必要なサービスは何か？

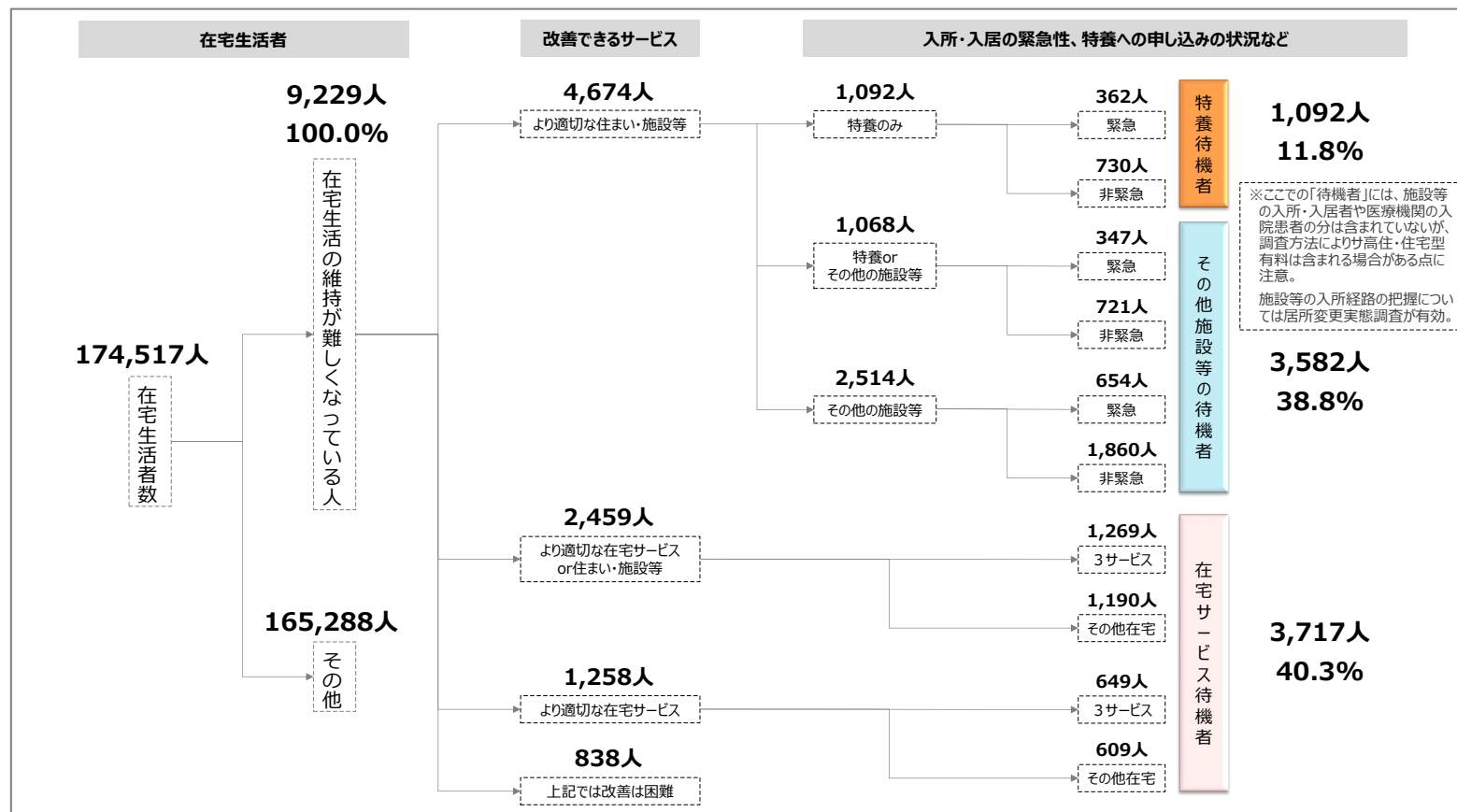
【集計・分析する設問】

□ 在宅生活改善調査 利用者票 問3-1～問3-3

【わかること】

□ 自宅等で、現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている人たちの、「生活改善に必要なサービス(潜在的な需要)」(粗推計)

図 「生活の維持が難しくなっている人」の生活の改善に必要なサービス変更



Q 7 在宅生活の継続が可能と考えている人は、どのようなサービス利用をしているの？

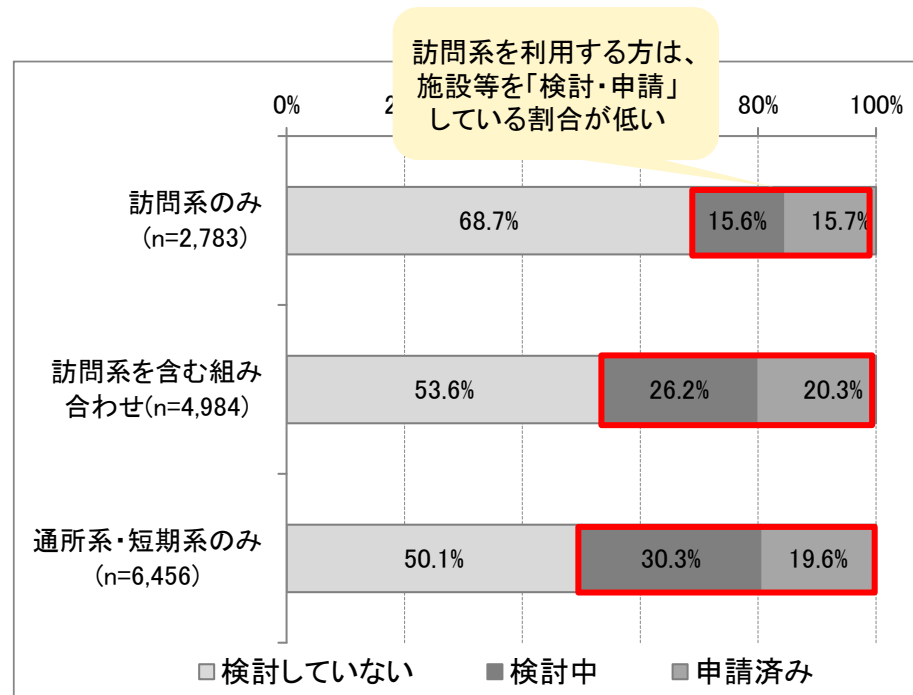
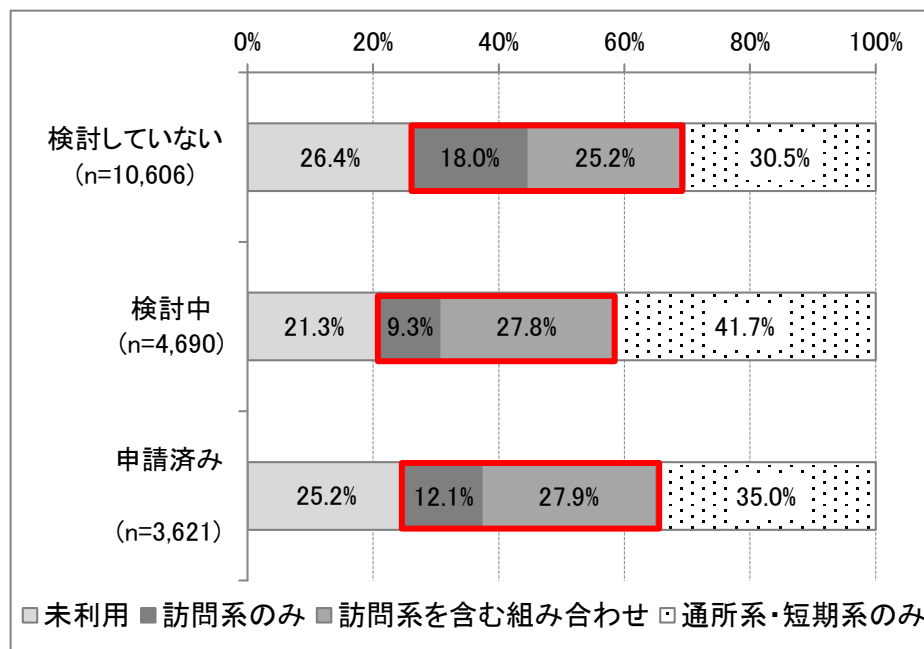
【集計・分析する設問】

□ 在宅介護実態調査 A票-問10、要介護認定データ(サービス利用の状況)

【わかること】

□ サービス利用の組み合わせと、施設等の検討状況の関係

図表 サービスの利用の組み合わせと施設等検討の状況(要介護3以上)



Q 9 要介護者の地域別の実態は？

【集計・分析する設問】

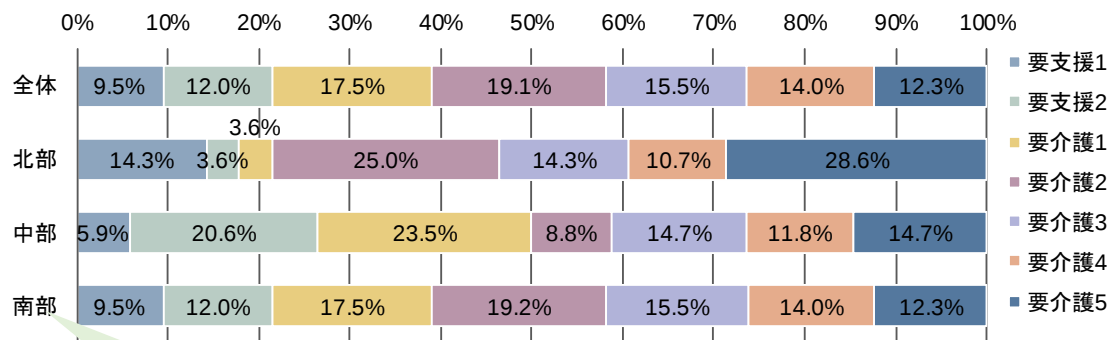
□ 要介護認定データを用いた地域分析ツール ※以下の集計例は、架空データに基づいています。

【わかること】

- (単純集計) 地域別の性別、年齢、要介護度、認知症高齢者の日常生活自立度、中間評価項目得点、居所、サービス利用の組み合わせ、サービス利用の回数、特別な医療の有無
- (クロス集計) 状態別の居所、年齢別の居所、状態像別のサービス利用、状態像別の訪問看護の利用、状態像別のショートステイの利用、特別な医療の種類別の居所

【集計分析の例】

図 要介護度

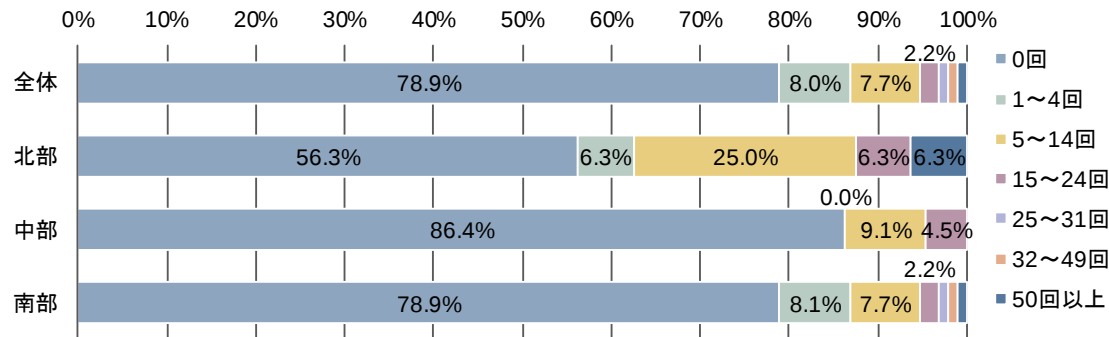


地域分析ツールを用いて、認定ソフト2021の出力ファイルから、地域別の要支援・要介護者の属性を集計

地域分析ツールを活用することで、任意の地域別（最小単位は郵便番号別）に、要支援・要介護者の属性・サービス利用の状況等を自動集計することが可能

レセプトデータの分析を行わなくても、地域別のサービス利用の特性が集計可能

図 訪問系サービス利用の回数(定巡除く、居宅・その他施設のみ)



Ⅲ 「調査や分析ツールの活用」により、把握できる地域の実態とは？

Q10 過去1年間に、施設等から退所・退居した人について、居所変更をした人と死亡した人の割合は、それぞれどの程度？また、居所変更した人の行先はどこ？

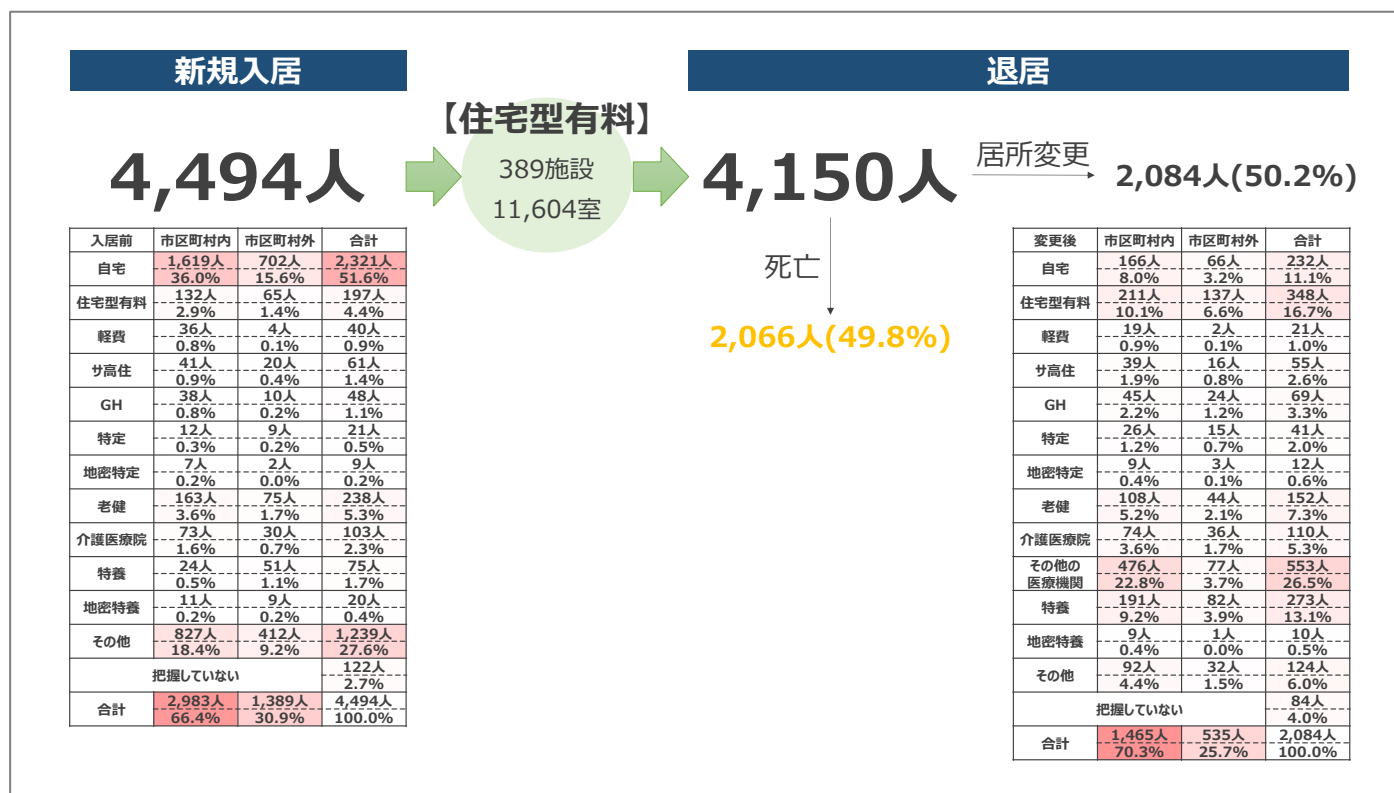
【集計・分析する設問】

□ 居所変更実態調査 問2-2)、問6、問9

【わかること】

□ 居所別の入所・入居前にいた居場所の構成、居所別の退所・退居した人の居所変更と死亡の割合、居所別の居所変更した人の行先の構成

図 過去1年間の施設等の入居・入所及び退居・退所の流れ



Q16 就労の継続が困難と考えている介護者が、不安を感じている介護は何か？

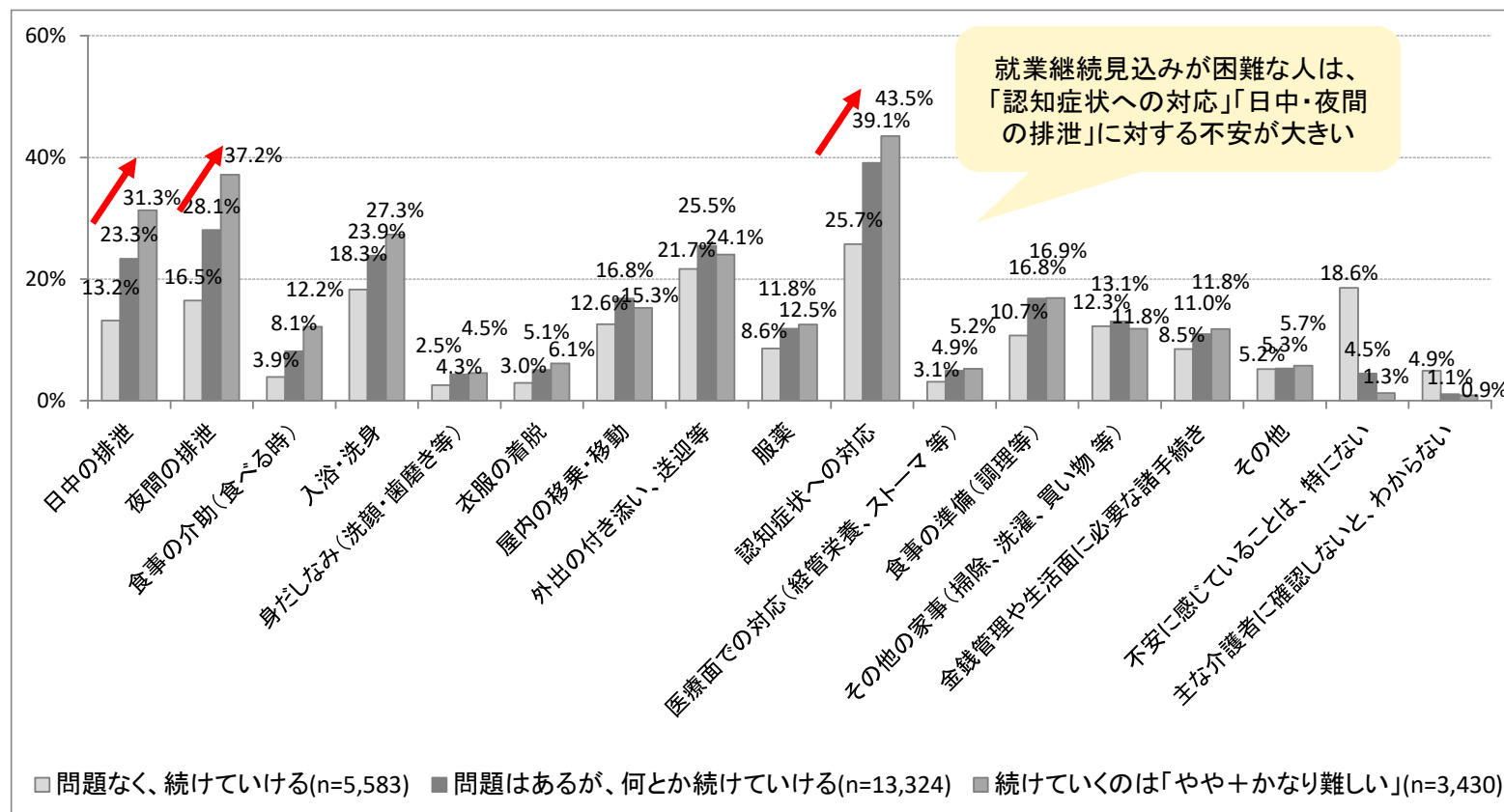
【集計・分析する設問】

□ 在宅介護実態調査 B票-問1、問4、問5

【わかること】

□ 家族等介護者の「就労継続の意向」と「在宅生活の継続に向けて、不安を感じる介護」の関係

図表 就労継続見込み別・介護者が不安を感じる介護（フルタイム勤務＋パートタイム勤務）



Ⅲ 「調査や分析ツールの活用」により、把握できる地域の実態とは？

手引き
P.56

Q20 サービス系統別の、介護職員の性別・雇用形態別の年齢構成は？

【集計・分析する設問】

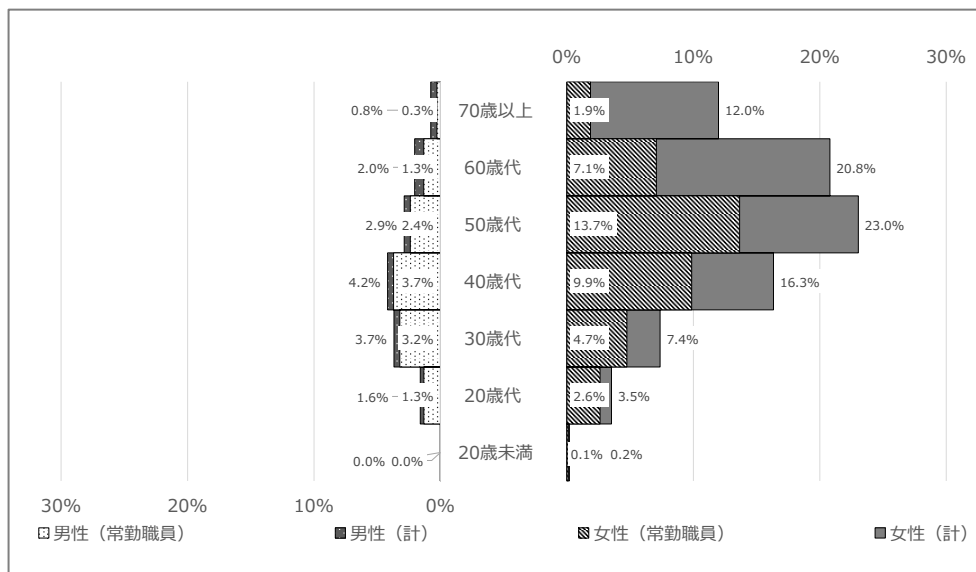
□ 介護人材実態調査 職員票 問1、問2、問3-1)～3)

【わかること】

□ 介護職員の性別・雇用形態別(正規・非正規)の年齢構成

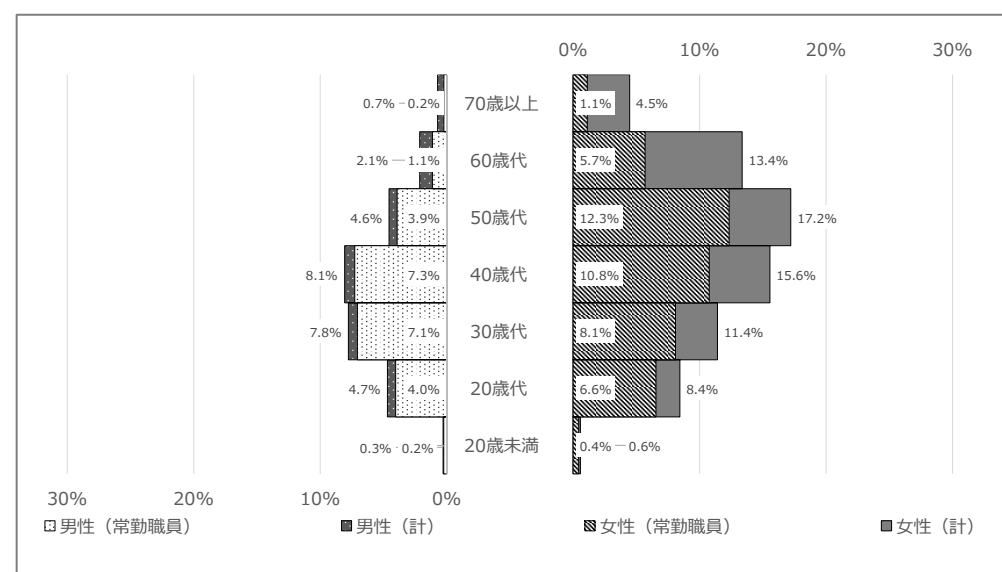
訪問系

図 性別・年齢別の雇用形態の構成比(訪問系)



施設・居住系

図 性別・年齢別の雇用形態の構成比(施設・居住系)



Ⅳ 「Ⅲ」の結果に基づく「サービス提供体制の構築方針」の例は？

Ⅳ 「Ⅲ」の結果に基づく「サービス提供体制の構築方針」の例は？

在宅生活の維持が難しくなっている人の生活改善のために、必要な機能を持つ支援・サービス等は何か？

【サービス提供体制の構築方針（例）】

- 「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」は、約270人（7.6%）と一定程度みられるが、緊急度の高い特養待機者はそのうち約2%と少なく、特別養護老人ホームの新設の必要性は低い。
- 一方で、在宅サービス待機者の占める割合は、約4割と多く、ショートステイ・訪問系・通所系のサービスについて、それぞれに高いニーズがみられることから、個別のサービス事業所を整備するよりも、本人と本人を取り巻く状況を包括的にみることができるという点から、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護の利用促進を図ることとする。
- また、「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」のうち、約5割は独居世帯であり、さらに頻回な訪問系サービスの提供は「在宅生活の継続」に寄与するとのデータもあることから、合わせて定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用促進を進める。
- ただし、訪問系のサービスについては、介護職員の高齢化が特に著しいとともに、正規職員の占める割合が低いなど、地域全体におけるサービス提供体制がぜい弱であることが懸念される。3サービス（※）の人材確保・育成については、優先的に支援を行う。

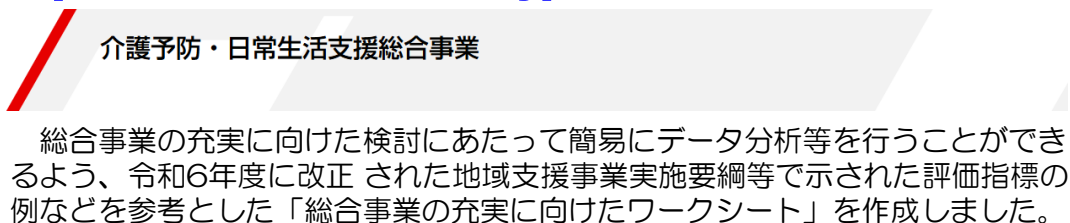
※ 3サービス:ここでは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が、老人保健事業推進費等補助金を受けて作成した「地域包括ケア計画（介護保険事業計画）」の関連ツール、報告書等は、以下のHPより御覧いただけます。

https://www.murc.jp/houkatsu_06/



https://www.murc.jp/houkatsu_02/



【主なコンテンツ（事業計画関連）】

<手引き等>

- ・介護保険事業計画における施策反映の手引き Ver.2
（令和6年3月）
- ・第10期介護保険事業計画の作成に向けた各種調査の見直し案
（令和5年3月）
- ・介護保険事業計画における施策反映の手引き（平成31年3月）

<各種調査や分析ツール>

- ・在宅介護実態調査の自動集計ソフト
- ・全国の在宅介護実態調査データの集計・分析
- ・在宅生活改善調査・居所変更実態調査・介護人材実態調査
- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の自動集計ソフト
- ・要介護認定データを用いた地域分析ツール 等

【主なコンテンツ（総合事業関連）】

- ・総合事業の充実に向けたワークシート 等